

藤原定家『下官集』が発信するもの

釘 貫 亨

一 日本語研究の開始

院政期から鎌倉時代にかけて日本語的事実を知的に掌握し、平仮名で記された平安時代の文芸作品を対象としてテキスト解釈と王朝風文芸の再現を目標とした学術が立ち上がった。その際の解釈の方法が日本語の文法形式である助辞（テニヲハ）を切り取る意味分析と語の綴りの稽古（仮名遣い）という言語学的観察によった。これが今に至る日本語研究の源流であると了解されるのである。

日本語研究がいつからどのように始まったのか、という問いへの答えは、広い合意が存在しているわけではない。筆者は、日本人によって日本語研究が開始される際の条件的要素を次のように想定している。まず、「日本語的事実を知的に自覚していること」、次に「均質な観察対象が存在していること」、さらに「具体的方法に基づいて分析が行われていること」、以上の条件がそろえば日本語研究が始まっていると認められる。この条件が備わる知識体系が、日本の中世において古典文芸の注釈によって始まったのである。

文芸作品の注釈から言語研究が始まる例は、日本に限らない。西洋言語学の源流は、紀元前八世紀以前の口頭伝承された古代ギリシャのホメロスの叙事詩の注釈にある。このギリシャ古典学が紀元前三世紀に、エジプト、アレキサンドリアのギリシャ人社会で始まった。アレ

キサンドリア学派の古典注釈は「文法学」と呼ばれた^{注1}。文法学者ディオニシオス・トラクス「Dionysius」がテキストに八つの品詞分類を施す解釈法を開発した。品詞分類の方法による注釈が今に続く言語学の源流である。トラクスの文法学は、ポリス・ギリシャ時代のプラトン、アリストテレスの哲学的言語分析を資源にしたものである。地中海ギリシャ世界を継承したローマ人の書き言葉であるラテン語は、紀元後四世紀にギリシャ文法学を導入してラテン文法学が確立し、キリスト教世界を包摂する共通の書記言語となった。以来ラテン語は、宗教、学術、法制、公私文書等にわたって定着した。中世ヨーロッパでは、知識世界はカトリック教圏と同義であったが、これに変革をもたらしたのがイタリア・ルネサンスである。

ラテン文法の知識は、カトリック教会の占有物であった。経済的繁栄下のイタリア諸都市における地中海貿易をめぐる法整備のためのラテン語需要に伴って、文法学と修辞学の世俗化の流れが生じ、元修道士たちは、街角に机を置いて代書屋（公証人）を営んだ。それまで修道院が占有した広範な学術や芸術に関する知識の世俗世界への流出が西ヨーロッパ近代化の基盤を形成した^{注2}。

今日、我々になじみ深い英文法、仏文法、独文法、蘭文法等の欧州各国語の文法書は十六、七世紀においてイタリア・ルネサンスがアルプス山脈を越えて波及した成果であり、在地の言語への自尊心に駆られてラテン文法の枠組みを応用して文法書が編まれた^{注3}。ギリシャ語や

ラテン語以外の言語が文法学の対象になる前は、多くのヨーロッパ人は、自国語を学問的観察に値しないと考えていたことは間違いない。今では信じられないが、英語やフランス語のような在地の言語は、一介の田舎弁に過ぎなかった。それがルネサンスの人間中心主義によって、自らの言葉の価値を見いだすに至ったのである。今や国内においても方言を貶めることはない。これもルネサンス運動の行き着いた結果である。ちなみにロドリゲス J. Rodríguez『日本大文典』（一六〇四刊）は、ラテン語文法の知識によって室町時代末期の日本語を記述したもので、イエズス会宣教師による布教目的のものであったが、対象言語に対する尊重の精神があったのであろう。

古代インドでは千年以上にわたって口頭伝承された宗教賛歌リグ・ベータの解釈が紀元前四世紀頃、文法学者パーニニ Panini によって過去の複数の文法学者の業績がまとめられ、サンスクリット文法学が立ち上がった。古典インド文法は音声分析に獨創性を發揮した。およそ、古典文法とは書き言葉として均質化されたテクストを対象としている。

仮名遣いとテニヲハの努力目標は一義的には古今和歌集に収斂される和歌の文字用法の復元と再生産である。書記テクストを対象とし、書き言葉によって成果を継承、蓄積することが古典注釈の本質的前提である。室町時代に師資相伝、秘伝口授の影響下で口頭伝承を連想させる「てにをは秘伝」が行われたが、一方で種々の「秘伝書」「聞書」が存在するなど書き言葉による伝達の担保が行われていた。

鎌倉時代に平安王朝文芸を対象として成立した古典解釈の体系は、あくまで書き言葉による書き言葉に関する注釈であった。古典語の背後にある音声言語を展望できるようにしたのは、契沖の仮名遣い論とそれを継いだ本居宣長の字音仮名遣いの提案が登場する十八世紀以後のことである。

わが国においては、古典語学の起源と展開、そこから近代的言語研究が生まれた過程をすべて自国の内部で経験できたことは、幸いであった。これによって、古典語学から日本語学に至る道筋を連続した論理によって掌握できるのである。学説の歴史的展開過程が内的論理によって叙述できるのは、得難い利点である。

現代言語学に継続する言語研究は、それぞれに新しい段階を踏んで観察対象を拡大してきた。そして、新しい段階を踏むたびに過去の方法の資源的蓄積を活用してきた。新しい事業を起こすには元手がある。日本語研究の歴史においてもそれは例外ではない。本稿では、日本語学の開始と展開にとって過去のどのような資源的蓄積が必要であったのかについて留意することが必要である。

二 『下官集』が発信するもの

持続可能で系統的な日本語研究は、鎌倉時代に発足した日本古典の解釈技術に始まる。その象徴的文書が藤原定家『下官集』と著者不詳『手爾波大概抄』である。『下官集』「嫌文字事（モジヲキラフコト）」は、系統的な本文を実現するための語の綴りの復元の範例である。これには、平安時代以来の歴史的音変化の結果、「お・を」、「い・ゐ・ひ」、「え・ゑ・へ」の音合流に起因する綴りの混乱があった。定家の時代の人々は、自らの発音をもとにして王朝古典の語の綴りを再現できなくなっていた。「嫌文字事」は、これに対策を講じたのである。

『下官集』は、古典書写に関する方針を提示した最古の例であり、日本語研究の開始を告げる重要文献である。日本語学が従来から注目したのが本書第二条「嫌文字事」（以下、括弧を示さない）としてまとめられる仮名遣いに関する記述である。

『下官集』を興した定家の目的は、平安王朝仮名文芸の書写と伝承

のための範例を提案することである。嫌文字事という規範が生まれる前提には当時の人々に刷り込まれたいるは歌の記憶があった。嫌文字事の条目の「緒之音」の注記に「を ちりぬるを書之」、「尾之音」の注記に「お うるの奥山書之故也」とあって、「を」と「お」が平仮名を正しく使い分けるべきいろは四十七字の項目として扱われている。嫌文字事をめぐる綴りの混乱が生起する前には、いろは四十七種の仮名が安定して使い分けられていたという実態の認識が定家にはあった。

いろは歌はおそらく十世紀頃に京洛の文化圏内で成立したが、当初はそれぞれの仮名に異なる音（音節）が対応していた。したがって、手習い歌として重宝されたいろは歌が貴族の子供に教授される時、これが音と文字のセットとして口誦されたはずであり、これをひとたび記憶したならば、その瞬間からその子の耳に入る京都語は、余すところなく平仮名で書き留められ、また自ら発する京都語を余すところなく平仮名で書き留めることができたのである。このような総平仮名による書式は、古今集の和歌や詞書、土佐日記等の文章と同じである。源氏物語の「あはれ、をかし」と枕草子の「あはれ、をかし」の綴りが一致するのは、教育機関で系統的に学んだ結果ではなく、発音のまま書いたためである。ここに、京ことばを自らの発音によって書き、耳に入る京ことばをそのまま書き留める表音文字の体系が成立した。それを表象するものがいろは歌であった。いろは四十七字の枠内で、発音に従って文芸行為が行われた。平安王朝文芸の書記態様は、原理的に総平仮名であり、漢字漢語は部分的にしか使われなかった。この幸福な関係が早くも平安時代終わりに怪しくなってきたのである。「いろは」の「ち」と「うるのおくやま」の「るわ」、「けふこえて」の「え、わ」と「あひもせず」の「あ、わ」、「おくやま」の「お」と「ちりぬるを」の「を、わ」がそれぞれ同音に帰するという歴史的音

変化が生じた。この変化は、いろは歌からの連想による語の綴りの混乱に直結する。さらに十一世紀以後、語中語尾のハ行音（例…かは河、かひ貝、とふ問、たへ妙、かほ顔等）がほぼ例外なくワ行音に向かつて推移する地滑り的な変化がこの混乱にわを掛けた。

まさに定家の時代は、平仮名の裏付けをなす音声の歴史的变化がまとまって生じた結果、仮名表記に重大な動揺が生まれていた。嫌文字事は、王朝風の綴りに到達するための訓練の指針となった。以来、仮名文字遣い、仮名遣いは、古典テキスト再建の中核的課題となった。

嫌文字事の内容についてはよく知られているが、改めておさらいしておきたい。本条目「一 嫌文字事」に続いて、定家は次のようなコメントを掲げている。原文と解釈を次に挙げる。参照テキストは、東京大学国語研究室蔵本（国語学会編『国語学史資料集』所収）の影印による。

一 嫌文字事

他人惣不然、又先達強無此事、只愚意分別之極僻事也、親疎老少一人無同心之人、尤可謂道理、況亦当世之人所書文字之狼藉、過于古人之所用來、心中恨之
（以下語例が挙げられるが略して後述する。末尾に次の記述がある。）

右事ハ非師説、只発自愚意、見旧草子了見之

（解釈）

他人は総じてこのようなことをしていない。これを意図して実践した先達の例もない。これはただ愚意の判断による僻案の極みである。周囲の親疎老少は一人としてこれに賛同する者もない。これも道理であろう。いわんや当世の人の書く文字使用の狼藉ぶ

りは言うまでもあるまい。古人の用例にさえ誤ることがあるのは心中遺憾とするところである。

（中略）

右の事は先師の説によるものではなく、ひたすら自らの愚案に発するのであって旧草子を見て了見したのである。

「一 嫌文字事」と総説に続いて、「緒之音」、「尾之音」と標目し、それぞれ数語ずつ（をみなへし、おく山等）範例を挙げる。さらに「え」「へ」「ゑ」「ひ」「ゐ」「い」を標目して、同じように数語ずつ範例を挙げてゐる。ここで留意すべきは「え」以下の標目には、「緒」「尾」にある「之音」が無いことである。「緒」「尾」とその他は性格が違うと認識されている。ちなみに「緒」「尾」は、万葉仮名に似ているが違う。「緒」「尾」ともに万葉仮名ではワ行「乎」類の仮名である。ともかく、「某之音」という標立ては、「を」「お」の別が当時のアクセントの高低により、その他は文字の使い分けということなのである。「を」「お」と異なって「え」「へ」「ゑ」以下の仮名の使い分けは、「旧草子」（古写本）によって伝統に立脚した基準に従ったのである。「え」「へ」「ゑ」以下の区別は、音声では経験できない文字の世界であり、「を」「お」の区別は、当代のアクセントの経験によって決定できる。万葉仮名もどきの漢字を挙げたのは、現実の音声の区別（を・お）とそれ以外を明確にしたのであろう。

おおむね右のことながら定家による仮名遣い認識とされるものである。通例、仮名の使用法というような意味で用いられる現代の仮名遣いと違って、日本語学史、書記史における仮名遣いの定義は限定的で「同じ音に対して二つ以上の書き方があったり、又は、十分適当な書き方が無い場合に限って、いかなる仮名を用いるかが問題になる」（橋本進吉「仮名遣について」『文字及び仮名遣の研究』岩波書店）であり、語の表記に際して一音に仮名が複数対応するような場合、ど

の仮名を選択すべきかに関する規範である。例えば *watashina* の音列において、最初の *wa* は「わ」、終わりの *na* は「は」と書かなければならないというのが仮名遣いである。文節内部において、発音と表記にこのようなずれが存在するのは、一見合理的ではないが、文節という文内の要素の存在を標示するには有効に機能しているという側面がある。

私は会社へ忘れ物を取りに帰った。

という文表記では、「は」「へ」「を」という「変な」平仮名は、文節の境界を標示することによって文理解の速度を上げるだろう。この場合、平仮名は徹底した表音用法では果たせない文法上の役割を実現している。何もかも表音的に表せば良いというものではない。表音文字体系にとつて、部分的に発音と表記が一致しないことは、この習慣を学習すれば問題にならない。しかし、戦前の旧仮名遣いのように過剰な記憶の負担は、表記体系への信頼を損ない、「仮名遣い改定問題」のような国論を二分する揉め事を引き起こしかねない^{注4}。

嫌文字事は、日常語の精確な音転写が目的ではなく、古典文芸の書写における雅語の顕示を目的としているのである。

院政鎌倉時代は、王朝文芸を支えた貴族政治が危機に瀕していた。政治的決定権は、律令政府から武家に移行しつつあった。律令貴族は、王朝和歌の再建に際して、口語と歌語の綴りが乖離する混乱に直面していた。鎌倉時代の公家や上流武士は、王朝文芸を解釈することも再現することも困難になっていた。それが却って、王朝テクストへの彼らの憧れと執着を生み出した。ここに、日本語で記された古典文芸作品が成立した。

定家が注目した嫌文字事が列挙する語とはどのような性質のものなのか。以下に、嫌文字事に収録される該当の語句を次に挙げる。

〔を〕

緒之音 を ちりぬるを書之 仍欲用之

をみなへし をとは山 をくら山 たまのを をさ、 をたへの
は をくつゆ てにをはの詞のをの字

〔お〕

尾之音 お うるの奥山書之故也

おく山 おほかた おもふ おしむ おとろく おきのは おの
へのまつ 花をおる 時おりふし

〔え〕

え 枝 むめかえ まつかえ たちえ ほつえ しつえ

江 笛ふえ 断たえ 消きえ 越こえ きこえ
見え 風さえて かえての木 えやはいふきの「え」の項の上方欄外に「近代人多ふるとかく」の書き入れがある。
諸本にも同じ記述があるので、定家自筆本に存在したものであろう。

〔へ〕

うへのきぬ 不堪たへす しろたへ うへをく としをへて ま
へうしろ ことのゆへ 栢かへ やへさくら けふこゝのへに
さなへ とへ こたへ おもへは

〔ゑ〕

ゑ すゑ ゆくゑ こゑ こすゑ

絵 衛士 ゑのこ 詠ゑい朗詠 産穢ゑ 垣下座ゑむかのさ
ものゑむし怨

〔ひ〕

ひ

こひ おもひ かひもなく いひしらぬ あひみぬ まひ、と
うひこと おひぬれはおいぬれは又常事也

いさよひの月 但此字歌之秀句之時皆通用

〔る〕

藍あぬ つゐに遂にいろにそいてぬへき 池のいる
よゐのま よひ又常事也通用也

〔る〕

いにしのたい 鏡たい 天かい

右事ハ非師説 只発自愚意見旧草子了見之

最後の行、「右事ハ」以下のコメントは注目されている。中でも「旧草子」については、嫌文字事の歴史的性格に触れる際に引かれるもので、古写本と考えられてきた。定家によれば、「右に挙げたようなことは、自らの愚見に発したもので、旧草子を見て了見したものである。」という。そこで、右に挙げられる語例は、旧草子に根拠があることになる。

高橋宏幸は、「嫌文字事」所収の語句が三代集を中心として詞花集に至るまでの勅撰集から採用されているという。^{注5}また、浅田徹によれば、『下官集』において、伊勢物語、源氏物語等の物語類の語彙は、積極的に想定する必要がない、としている。^{注6}

要するに旧草子とは勅撰集であり、綴りの例として挙げられる語群はそれらの写本を参照したということであろう。また、定家は、三代集の権威ある写本を後世に残している。

小松英雄（一九八八）は、定家が書写に関与した写本の漢字使用の多さに注目するが、小松は定家写本ではなく紀貫之自筆本を色濃く反映する青谿書屋本『土左日記』を「標本」にして、漢字使用の原理を推測している。^{注7}平安時代の文芸作品の古本が総平仮名に傾くのはよく知られるが、小松が定家の漢字使用の多さに注目する一方で、貫之自筆本に近いテキストの方を対象にしている点について説明されていない

い。定家の個性より仮名文における漢字使用の一般的原理に強い関心があるからかもしれない。『下官集』の「旧草子」が三代集を中心とする勅撰集の和歌であるのは右述のとおりであるが、勅撰集和歌における定家写本の実態が注目される。

定家が嫌文字事で例示した語群は、勅撰集に使われるような雅語と意識されたものであり、価値の高い文学語、テニヲハ用語を借りれば「詞」（『手爾波大概抄』）である。美的価値の高い詞を挙げて綴りの規範とする限り、表記と発音のずれはむしろ積極的特徴となり得る。古文再建に関わる雅詞は、語中に一字くらい古体を残している場合が多い。「葵あふひ」のような稀な例もあるが、発音と乖離する綴りは、却って雅詞の存在を顕示して価値を高めることがある。「みづゑ」「たへ」「をみなへし」等、これらが雅詞として価値を発する所以は、発音と綴りのずれによる異和感である。発音とずれたまま固定した綴りは、安定すれば得難い表語性を発揮する。かつて「シクラメンのかほり」という題の流行歌があったが、「かほり」の歴史的仮名遣い（かをり）についてはともかく、この綴りが「香 agori」の表語性を強めることを作詞者は、意識したはずである。呉服屋の「ゑり善」、魚屋の「うを勝」等の屋号も同じく表語性の効果を考慮したものである。

定家が提案した雅語の仮名綴りは、当然のことながら文芸行為の中でだけ生かされるように企図されたはずである。

『下官集』によれば、一人の賛同者もない自分だけの僻案と極度にへりくだったのとは対照的に、本書は定家自筆本を起点に書写が繰り返された。浅田（二〇〇〇）は、本書の諸写本を検討し、鎌倉時代中ごろには本書が読まれていたことを明らかにして、影響の広がりを示唆している。

定家の嫌文字事の謙辞の中で筆者が留意するのは、「先達強無此事」

の部分である。これは誇張のない事実であろう。そうならば、定家は強い孤立感を持ったはずである。無人の境を行く人ならば必ず陥る孤立感が異様な謙辞を生んだということであろう。

嫌文字事における綴りの例は、それらが雅なる詞の綴りであることを自覚して標示されたものである。『下官集』は、日本語の表音文字史上、雅詞を通じてはじめて語を標識した。定家は、嫌文字事を通じて雅詞を認知して語を標識したのである。

奈良時代や平安王朝盛期の貫徹した表音文字転写においては、語や雅詞を標示するという自覚は希薄で、経験した音列を機械的に仮名で転写すれば情報自体は伝わるのである。

上代語の母音体系が崩れた際に仮名遣いの問題は起こらなかった。十世紀初頭以前に存在したヤ行「延^a」とア行「衣^e」の区別の消失も同じように仮名遣いを引き起こさなかった。奈良時代や十世紀はじめの仮名体系では、語が因習的で固定的な字順によって標示されることはなかった。一音多字の万葉仮名の森の中では、綴字法の確立はありえない。語の綴りに不動の字序が存在するという認識は字種が絞られた平仮名の存在によって成り立つのである。定家は、古典の再構築を自覚して、「を」「お」を除く、「い」「ぬ」以下の用法については「旧草子」の綴りを踏襲した。定家の単位認知は、雅で復古的な「詞」を標示する方向で実現した。日本語表記史上はじめて、語の統一標示が実現した。時代が下り、表音文字による自動的な転写によっては再現不可能な、雅語と雅文の存在が見いだされて、発音と表記の乖離を前提とする仮名転写によって、雅詞の自覚的表記が成立した。古典文学という制度の確立を目指すには、過去の綴りを保存した経験主義的な行き方を取らざるを得ない。詞の現実の発音に留意しながら、統一された詞の綴りによってテキスト群を貫徹し、均質なコーパスを作り上げようとする意志が古典テキストを創造する。定家はこの意志を子息

為家だけに伝えて他者の同意をあてにせず、実践の遺産を残した。しかし、後代の者は定家の実践の遺産を排他的に選択し、その理念の表明である『下官集』を書写相伝した。

王朝仮名文に関する日本語学者の観察として、墨運びの連綿、かすれ等による境界標示機能に注目して記述されてきた。しかし、これらは音声言語に生ずる無意識の超分節音的機能に類推したもので、いずれも標示が消極的である。これに対して定家実践した仮名遣いや漢字の配置が雅語の標示において自覚的で意志的である点に相違がある。自覚的標示であるが故に、表語機能は積極的である。嫌文字事（仮名遣い）の定家の実践は、表音文字を基底にしなごら、より高次の古典文学における雅詞の自覚から始まったのである。

小松（一九八八）は、仮名書きにおける墨継ぎと連綿が語の標示機能を發揮し、「仮名の連綿によって、それぞれの語句をひとつづきに書く習慣が定着すると、しだいに語の（つづり）が形成される」とした。その習慣が音変化への抵抗を生み、維持要因となって仮名遣い成立の引き金になったとしている。しかし、「連綿がつづりを形成する」実態と過程は、明らかではない。連綿によって定着した習慣が「つづりを形成」するほどの実態を持つのか、平安時代の古筆古本による限り不明と言わざるを得ない。

三 中世以降の和歌の「詞」標示

前節で縷々述べたように、いろは歌の体系を巻き込んだ歴史的音変化の結果、鎌倉時代以後の人々は、王朝文芸作品に円滑に近づくことが出来なくなっていた。鎌倉時代の人が接した平安時代の王朝文芸とはどのような体裁であったのか。実は、王朝文芸作品の平安時代以来の古写本は、多くは伝わっていない。作者自筆本の面影を色濃く残す

土佐日記を除けば、王朝文芸作品の多くは、定家の書写を経て今に残存するのである。『源氏物語』の現存流布本の一つである青表紙本は、定家の手を経て成ったのであり、平安時代のテキストではない。我々が古典教科書や出版物で目にする古典文学の体裁と違い、平安時代の古写本はおおむね総平仮名で記される。次に挙げるのは、紀貫之筆と伝えられる古今和歌集高野切、巻一・春歌上（五島美術館蔵）の冒頭部分の翻刻である。

ふるとしにはるたちける日よめる

ありはらのもとかた

としのうちにはるはきにけりひと

、せをこそとやいはむことしとやいはむ

はるのたちけるひよめる

きのつらゆき

そてひちてむすひしみつこのほれる

をはるたつけふのかせやとくらむ

たいしらす

よみひとしらす

（以下略）

次は、古今集最古の通巻写本である元永三年（一一二〇）藤原定実写本の該当部分の翻刻である。これは、高野切より五十年以上くだると言われる。歌人が漢字で記されるが、和歌は総仮名表記で全巻貫徹している。

ふるとしに春の立ける日

在原元方

としのうちにはるはきにけり

ひと、せをこそとやいはむこと

しとやいはむ

はるたちける日よめる

紀貫之

そてひちてむすひしみつのこ

ほれるをはるたつけふのかせや

とくらむ

不知題

読人不知

次は、藤原定家書写嘉祿二年本（一二二六）古今集の該当部分の翻刻である。

ふるとしに春たちける日よめる

在原元方

年の内に春はきにけりひととせをこそとやいはむことしとや

いはむ

はるたちける日よめる

紀貫之

袖ひちてむすひし水のこほれるを春立けふの風やとくらむ

題しらす

よみ人しらす

定家本では、和歌の表記に漢字がかなり混入していることが分かる。総仮名表記で一貫する元永本や伝貫之筆の高野切が原典に近く、定家写本は何らかの意図をもって改変を施していると考えられる。

次は、古今集からほぼ五十年後（九五一年）に勅撰された『後撰和歌集』の天福二年（一二三四）定家写本の卷二、春上の冒頭部分を翻刻したものである。

春上

正月一日二条のきさいの宮にてしろき

おほうちきをたまはりて

藤原敏行朝臣

ふる雪のみのしろ衣うちきつ、春きにけりとおどろかれぬる

はる立日よめる

凡河内躬恒

春立とき、つるからにかすか山消あへぬ雪の花と見ゆらん

兼盛王

けふよりは萩のやけ原かきわけて若菜つみにと誰をさそはむ

後撰集においては、歌人名と和歌の所々には、漢字が配されている。定家写本古今集と同じ様相である。和歌の所々に漢字を配置するという勅撰集の書写に関する定家の方針を推測しうるのである。

物語や日記文芸等の散文における漢字使用と和歌のそれとの違いは、和歌における漢字が「雪」「春」「袖」等の訓字使用に限られることである。和歌に字音語は現れないからである。したがって定家が和歌に漢字を混入する目的は、仮名遣いによる表語機能と漢字の表語機能を併せて実現して歌意の理解を容易ならしめるためであることは疑いない。

これらのテキストに目を通せば、定家と同じく古代以来の歴史的音変化を経ている我々現代人にとって、いずれの写本が詞と歌意の認知、掌握に利便かは自明である。漢字かな交じり表記は、読み手にとって語の認知と文（歌）意の速やかな理解を助けるのである。中世の和歌表記は、総仮名から漢字交じりへと大きく移行する。おそらくその要に定家が位置している。

鎌倉時代の後半から歌人たちが自作の和歌を短冊にしたためることが起こった。創始者は二条為世（延元三年一三三八没）と言われている（堯憲『和歌深秘抄』明応二年一四九三成立）。今日残存する和歌短冊は、筆者の見る限りすべて漢字仮名交じりの書体である。

例えば次のごとくである。^{注10}

月前薄（中院通氏）

これも又そととふ月のならひそと
みれはお花の色そ露けき 通氏

鞆中梅（東常縁）

心ある友としゆけはひさかたの
天のはしたて都なりけり 常縁

夢中郭公（冷泉政為）

後も又夢をやまたむねぬ夜をは
いたつらになす山ほと、さす 政為

山家（三条西実隆）

ひるもとぢよるもさ、でや柴の戸は
た、出入のあるにまかせむ 堯空

短冊の和歌は、歌人の創作歌であり古歌に典拠がないので歌意の理解のしやすさが重要となる。漢字仮名交じりはそのための方策である。定家は、散文の書写においても総仮名の古本に対して漢字の使用数を増やしたと推定される。^{注11}

定家写本に焦点を当てながら王朝文芸作品の書式の一端を見たが、平安時代の古本、古写本（多くないが）がおおよそ総仮名表記であるのに対して、定家写本は明らかに漢字の含有数が増えている。その結果、定家と同様に古代以来の音変化を経験している我々にとって、定家本における詞の認知性が優れていることは明らかである。

漢字かな交じり表記は、総仮名表記の原本、古本に対してそれ自体

が注釈である。総仮名の原本、古本に対して漢字を増加する目的は、文意の理解に対する補強である。定家は、効果の明らかなのテクスト改定を意識的におこなったはずである。

『下官集』では、嫌文字事の仮名遣いのほかに、文脈の理解を助ける目的での意味のまとまりとして、句の切り方に関する「仮名字かきつゝくる事」の記述がある。これは、連綿における句の切り方、改行の仕方を述べたものとされる。例として、古今集巻一の冒頭歌があげてある。

一 仮名字かきつゝくる事

としのうちにはゝるはきにけりひと、せをこゝ
そとやいゝはむことし

如此書時よみときかたし句をかきゝる

大切よみやすきゆへ也

としのうちにゝるはきにけりゝひととせをゝ
こそとやいはむゝことしとやいはむゝ 仮令如此事

（斜線は字の切れ目を示す、筆者）

右は、和歌の書写に際して、句のまとまりにに応じて切る（句を書ききる）ことの重要性を述べたもので、歌句の切り方、改行の仕方について、いわば極端な切断例を挙げて説明したものであるが、例に古今集歌を引いていることは留意されてよい。物語や消息等散文の書写について述べたものではない。嫌文字事における詞の顯示と併せて、和歌における墨痕の切れ、続きによる句の標示に留意しているのである。現代風に表現すれば、和歌の表記の枠内において語と文節が取り出されている。これらは言語学的に意味ある単位であり、従来の和歌の書写においては見いだされなかった文法上の塊である。定家は、

「嫌文字事」によって詞（語）を、「仮名字かきつゝくる事」によって句（文節）をくりだしたのである。ここに『下官集』の明確な言語学的目標を見出すことができる。

十世紀頃の貴族社会において系統的な綴り方教育が行われたかどうかは分からない。ただ、仮名教育は存在したであろうし、すでに手習い歌として種々のものが試され、結局いろは歌に収斂する文字の訓練は存在した。しかし、安定した語の綴りを繰り返し産出する効果的な手段は、歌文書写の実践であったと思われる。こまめな消息もこれと同様の教育効果を果たしたであろう。十世紀から十一世紀までは、語の綴りを憶える必要はなく、四十七字の使い方だけを記憶すれば済んだのである。語の綴りは、発音に従えばよい。そこで、繰り返し行われた詠歌と転写が綴りを安定させた。

しかし、歴史的音変化がまとまって生じていた平安末期以後の人々にとって専ら表音機能が貫徹した総仮名の旧草子を目にしたとき、語と文意の認知の困難性は、どれほどのものであったのか。また定家が目にするテキストが端正な写本ばかりであったならば、わざわざこれらを書写して伝承に供する必要はないのである。目の前の現実、嫌文字事が嘆くように「当世人の書くものは狼藉が多く、古人の用いて来たところに外れたもので、遺憾に堪えない」のである。定家の周囲には、端正な旧草子よりも今に伝わらない狼藉の写本が多くを占めていた。定家の改革は「自分一人の了見であり、先達の例もなければ、周囲の誰一人賛同する人はいない（嫌文字事）」という孤立した状況であった。これは、定家の過剰な謙遜辞というよりは、現実の姿であった。そのような中で定家は、旧草子を選択し、これを正しく継承して後世に伝えるには、書写の実践に際して、綴りを旧草子に復し、詞の認知性を高めることが肝要であった。古歌における古語の安定的再現が定家が自らに課した主題であった。仮名遣いの「を」「お」の

区別については、現実の音声を反映しているが、これには同様の先例（『色葉字類抄』等）があり、知識世界での同意が期待できた。仮名という表音文字によりながら、仮名遣いを導入することによって、価値の高い雅詞の表語効果が得られるのである。表意文字である漢字は、通常の正訓用法で用いられる限り、積極的表語性を持つ。

定家は、詞の認知性向上のために、旧草子に従い、狼藉を排して綴りの安定をはかり、テキストを漢字仮名交りに改定した。定家は、漢字仮名交じりの読解補助の効果を知り尽くして、テキストの要所に漢字をちりばめた。定家のテキスト改革の根本的理由は、読み手への配慮である。

紀貫之自筆本に近い青鷲書屋本『土左日記』に対して、定家本テキストが残っている。

その際、冒頭の

をとこもすなる日記といふものをむなもして見んとてするなり
の部分

をとこもすといふ日記といふ物を、むなもして心みむとてするなり

のように、解釈的改変を施したことはよく知られている。我々が定家の意改の凄みに驚くのは、近代文献学が教える原典尊重精神の琴線に触れるからである。定家の解釈改変の実践に「他人」の賛同や「先達」を見つけることは困難である。当時の急激な言語変化だけが定家を後押しした。

鎌倉時代以後の創作和歌は、多く漢字仮名交じりであり、現代人にとっての古典文学も漢字仮名交じりで教育され、享受されている。本来総仮名表記であった王朝文芸が今のような書式に変わったのは、定家の仕事为契机となったかもしれない。定家は、旧草子の綴りを再現し、漢字を加増することによって、詞の認知性を高めながら、理解し

やすい効果的なテキストを後世に伝えた。

復古と革新が文芸復興運動の特徴である。筆者は、定家の日本古典学創業を私的に「鎌倉時代ルネサンス」と呼んでいる。ルネサンスについて、西洋の歴史が教えるところであるが、これはよく知られるイタリヤだけの、しかも美術の現象に限らない。

イタリヤ・ルネサンスよりはるか以前、九世紀フランク王国、カール大帝が指導したカロリング・ルネサンスは、イングランド人の碩学アルクイン Alcuin (八〇四没) を招いて王国において衰微していた古典ラテン語を再建し、中世ヨーロッパの書記言語の基盤を作り上げた。規模は全く比較にならないが、定家の仕事はアルクインの貢献に似ている。

文芸復興運動における「革新」の意味する本質は啓蒙にある。啓蒙によって復古の成果を大衆に拡散し、以後の伝承を担保するのである。

文芸復興運動としての定家の仕事の特徴は何であろうか。復古と革新の両面があるとすれば、復古とは旧草子にある雅詞の綴りの復元である。復元された雅詞は、新しい時代に新しい表語機能を得るのである。革新とは、嫌文字事に従って雅詞が敷きつめられたテキスト上に適宜漢字を配置して、理解の向上を助ける文脈を創造したことである。これが後の漢字仮名交じり文に連なるのである。

定家以後の古典享受者は、古典テキストに、従来より確実に近づきやすくなった。今日伝わる王朝古典文学の流布本の多くが定家の処置を経て流布したものを底本にしていることは故なしとしない。

四 まとめ

解釈され尽したかのように見える『下官集』の学史上の意義を本稿

では以下のように述べた。

定家は、「嫌文字事」(仮名遣い)において、テキスト書写に際して価値の高い雅詞を自覚し、それらを伝承された綴りで顕示して、語(詞)を標示した。また、「仮名字かきつ、くる事」によって意味のまとまりである句(文節)を標示した。詞も文節も言語学的に有意味な要素であり、『下官集』が従前になく日本語分析を行っていたことが認められる。雅詞を個性的な綴りによって標示し、語句を切り、文脈上に漢字を適宜配置するという工夫によって定家は、読み手に理解しやすい古典文を後世に提供した。

『下官集』は、日本の古典・文芸の書写に関する方針を定めたものである。定家は、日常生活記録や公私文書の記載方針を定めたのではない。仮名和文に対して漢文や変体漢文は、古代以来幕末に至るまでほぼ実用目的に供されてきた。日本語文は、祝詞宣命を別にして、和歌和文の平仮名表記、中世の片仮名文等、文芸の表記が大きな位置を占めてきた。日本語の場合、文芸の書式が他領域に拡張される強い傾向を保持してきた。定家が定めた文芸的価値の高い雅語の綴りや要素所に漢字をちりばめて理解に便利な文脈、語句や行に切りを入れることができた。片仮名は、漢文訓読の訓点であるから元来文章を書くために創られたものではない。これが平安時代末期頃から仏教説話や仏教思想書の文章に使われ始め、間もなく古今集の注釈文に導入された。知的ではあるが美的指向性はもとより存在しない。これが長らく実用文に用いられる片仮名文の源流である。このような新しい類型の日本語文を中世片仮名文と呼んでいるが、これは古代以来の漢文訓読語と和文語が融合したもので、自然の日本語に文法的格関係が明示された論理的構文構造を備えている。今昔物語集や歎異抄、古今集注釈

等の漢字片仮名交じり文は、雅を旨とする文芸的表現価値とは別の面で緻密な思索と新しい表現世界を開拓、実現した。片仮名文が体现する独創的な鎌倉時代の思想形成に定家のテキスト改革がどれほどの貢献をなしたかについては、研究の余地を残している。

【注】

注1 レイノルズ、ウイルソン（一九九六）『古典の継承者たち』（国文社）

西村賀子、吉武純夫訳、原本は、L.D.Reynolds, H.G.Wilson, SCRIBES & SCHOLARS, Oxford University Press, 1968

注2 森征一（一九七六）「中世イタリアの都市コミュニネと条例制定（ius statuendi）理論（一）」『法学研究：法律・政治・社会』Vol.49, No.9, p.24-58（慶應義塾大学法学研究会）

フランソワ・ムナン（二〇〇九）F. Menant「テキストの生産者としての中世の公証人」『HERSTETC 第六回国際研究集会報告書』名古屋大学グローバルCOEプログラム（名古屋大学文学研究科）

注3 武井由紀（二〇一三）「最古のフランス語文法書 Donatit Francois について」『名古屋外国語大学外国語学部紀要（44）』

注4 釘貫亨（二〇一三）『国語学』の形成と水脈』第一章（ひつじ書房）

注5 高橋宏幸（一九八四）『下官集』用例語句出典考』『都留文科大学国文学論考20』

注6 浅田徹（二〇〇一）「下官集の定家―差異と自己―」『国文学研究資料館紀要第27号』

注7 小松英雄（一九八八）『仮名文の原理』第1部「仮名文の表記原理」（笠間書院）

注8 浅田徹（二〇〇〇）「下官集の諸本―付・大東急記念文庫蔵―定家卿模本」翻刻―『国文学研究資料館紀要26』

注9 小松注7掲書

注10 藤井隆（二〇一二）「和歌短冊の歴史と様式」『秋の特別展 藤井文庫和歌古短冊名品展』（春日井市道風記念館）本文中に挙げた和歌は本論文に拠った。

注11 平安時代の古本、古写本が総平仮名であるのは、和歌だけではなく散文も同じであると思われる。次に挙げるのは、源氏物語の古写本の一つである『源氏物語絵巻』（五島美術館蔵、平安時代後期写）「夕霧」の部分である。

ゆふきり

ひるのおましにうちふしたまへる
にこの御かへりもてまいるるかれ
いにもあらずとりのあとのや
うなれはとみにもえみときた
まはぬにへたてたるやうなれと
いと、くみつけてはるよりてうし
るよりとりたまひつあさましく
てこはいかにしたまへるわさそ
あなけしからす六条のひむかし
のうへの御ふみなりけさかせお
こりてなやましけにしたまへ
るを院のおまへにはへりつるほと
にまたもかへりまいらなりぬるい
とほしさいまのほといか、ときこ
えつるなり（以下略）

右のようなテキストを大規模な音変化を遂げた鎌倉時代の音体系を持つ人にとって、語の認知と文意の理解には多少の時間が必要なのではないか。定家の時代には総仮名の古本を漢字交じりで改定、補助しなければならなかった。「夕霧」の該当部分を定家本である青表紙本系統の善本と言われる

大島本に照らすと次のようになる。

わかひるのおましにふし

給へりよひすくるほどにその御返りもてまい

れるをかくれいにもあらぬとりのあとのやう

なれはとみにも見とき給はて御となふらちかう

とりよせてみ給ふ女君ものへたてたるやうな

れどいと、く見つけ給うてはひよりて御うしろ

よりとりたまうつあさましようこはいかに

し給ふぞあなけしからす六条のひむかしの

うへの御ふみなりけさ風おこりてなやまし

けにし給へるを院のおまへにはへりていてつ

るほと（以下略）

文中の所々に漢字が配されており、絵巻等の古写本の総仮名の様相と比べてこの配置が意識的になされているのは明らかである。

次は、定家書写天福二年本『伊勢物語』五十段の翻刻である。

昔おとこ有けりうらむる人をうらみて

鳥の子をとをつゝとをはかさぬとも

おもはぬ人をおもふものかは

といへりければ

あさつゆはきえのこりてもありぬへし

たれかこの世をたのみはつへき

又おとこ

吹風にこそその桜はちらすとも

あなたのみかた人の心は

又女返し

ゆく水にかすかくよりもはかなきは

おもはぬ人を思ふなりけり

（以下略）

これも文中の各所に漢字が配されるのは、青表紙本の「夕霧」と同様であるが、和歌中に漢字を交えるのは、平安時代のテキストの特徴ではない。原本の伊勢物語の体裁が不明であるので、定家がどのようにテキストを改定したか具体的には不明である。

注12 釘貫亨（一九九九）「日本語史の可能性と「国語史」」「国語学」一九六集（国語学会）